

解体工事の入札に必要な競争入札参加資格について

平成 27 年度以降、名古屋市が発注する解体工事（取りこわし工事、撤去工事等）の入札参加資格について、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1. 平成 27 年（平成 27 年 12 月 31 日まで）に

入札の公告又は指名が行われる解体工事

参加資格：名古屋市競争入札参加資格の申請区分「工事請負」のうち、申請業種『解体工事』又は『とび・土工・コンクリート工事』の認定を受けている者（どちらかの認定を受けていれば参加可能）

2. 平成 28 年以降（平成 28 年 1 月 1 日以降）に

入札の公告又は指名が行われる解体工事

参加資格：名古屋市競争入札参加資格の申請区分「工事請負」のうち、申請業種『解体工事』の認定を受けている者

3. その他

- (1) 上記 2 以降は、申請業種『とび・土工・コンクリート工事』の認定では解体工事の入札に参加することができなくなります（指名されることもなくなります）ので、引き続き当該入札に参加を希望される事業者で『解体工事』の認定を受けていない方については、名古屋市競争入札参加資格の追加申請（随時受付）をお願いします。（平成 28 年 1 月 1 日までに認定を受けるためには、遅くとも平成 27 年 12 月 15 日までに申請を完了する必要があります。）

なお、平成 27・28 年度において『解体工事』の認定に必要な建設業許可は、「とび・土工・コンクリート工事業」又は「解体工事業（注）」です。（軽微な建設工事の請負のみを行おうとする場合は除きます。）

（注）改正建設業法の公布（平成 26 年 6 月 4 日）から 2 年以内に新設されることとされています。

- (2) 本市がこれまで申請業種『とび・土工・コンクリート』で発注した解体工事の施工実績・成績等は『解体工事』に引き継ぎます。詳しくは各工事の発注担当までお問い合わせください。